

会 告

宝塚大学紀要（看護学部紀要編集委員会担当分）掲載者各位

宝塚大学 看護学部 紀要編集委員会
委員長 巽 圭太

電子配信対応に伴う著作権の確認について

近年の学術誌を取り巻く環境は、電子化、ネットワーク化が急速に進展しつつあります。このような状況に対し、当委員会としても宝塚大学紀要に掲載された論文等をインターネットにより配信し、多くの人々が利用できる取り組みを始めました。

これら電子配信を行うためには著作権等の帰属に関し明文化する必要があります。そこで、平成 28 年度の当委員会および宝塚大学看護学部教授会にて、当委員会を通じて宝塚大学看護学部に掲載が決定した論文等の著作権は当委員会に帰属することについて確認し、当著作権の帰属を記載した投稿規程に改正を行いました。さらに、平成 30 年度の当委員会および宝塚大学看護学部教授会にて、著作権の帰属を以下のように明確化し、投稿規程の改正を行いました。

今後、既に当委員会を通じて発行され掲載された論文等については、下記のとおり取り扱わせて頂きますのでよろしくお願い致します。

なお、下記の取り扱いについて異議あるいは質問等がありましたら、平成 30 年 10 月 31 日までに宝塚大学看護学部事務部（紀要編集委員会担当）まで文書にてご連絡頂きたいようお願い致します。

記

当委員会を通じて宝塚大学紀要に掲載された論文等の取り扱い

- 1) 論文等の著作権（著作権法 27 条 翻訳権、翻案権等、28 条 二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む）は、当委員会に帰属させていただきます。
- 2) 当委員会は、当該論文等の全部または一部を、宝塚大学看護学部ホームページ、当委員会が認めたネットワーク媒体、その他の媒体において任意の言語で掲載、出版（電子出版を含む）出来るものとします。

以上

※ 著作権法 第 27 条、第 28 条について

（翻訳権、翻案権等）

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）

第二十八条 二次的著作物の原著作者の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。